

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、「P R T R法」という。）の届出対象事業者であるか否かの判断方法 等に関する資料

※本資料に使用している図などは、以下の経済産業省ホームページから引用しました。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/3.html

1. 貴社が以下に示すP R T R法の対象業種であるかを確認してください。（兼業している業種が1つでも該当すれば対象となります。）

※より詳細な業種区分や、業種の概要については以下の URL からご確認ください。

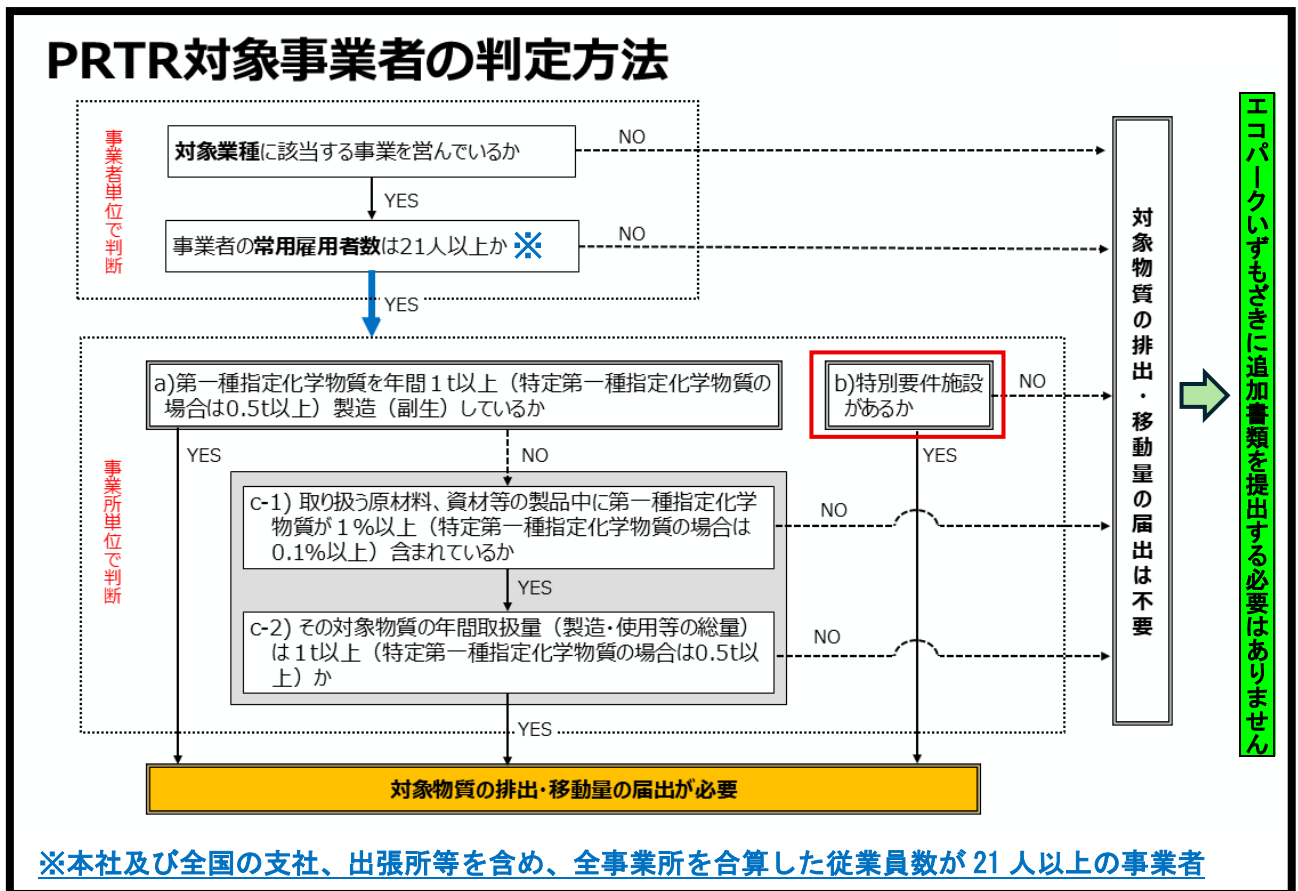
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/gyoushukubun.pdf

対象業種一覧表

1	金属鉱業	4	電気業	22	医療業
2	原油・天然ガス鉱業	5	ガス業	23	高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
	製造業	6	熱供給業	24	自然科学研究所
	a 食料品製造業	7	下水道業		
	b 飲料・たばこ・飼料製造業	8	鉄道業		
	c 繊維工業				
	d 衣服・その他の繊維製品製造業	9	倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)		
	e 木材・木製品製造業				
	f 家具・装備品製造業	10	石油卸売業		
	g パルプ・紙・紙加工品製造業				
	h 出版・印刷・関連産業	11	鉄スクラップ卸売業(*) (*)自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。		
	i 化学工業				
	j 石油製品・石炭製品製造業				
	k プラスチック製品製造業	12	自動車卸売業(*) (*)自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。		
3	l ゴム製品製造業				注： 公務はその行う業務によりそれぞれの業種に分類して扱い、分類された業種が上記の対象業種であれば、同様に届出対象。
	m なめし革・同製品・毛皮製造業	13	燃料小売業		
	n 窯業・土石製品製造業	14	洗濯業		
	o 鉄鋼業	15	写真業		
	p 非鉄金属製造業	16	自動車整備業		
	q 金属製品製造業	17	機械修理業		
	r 一般機械器具製造業	18	商品検査業		
	s 電気機械器具製造業				
	t 輸送用機械器具製造業	19	計量証明業 (一般計量証明業を除く。)		
	u 精密機械器具製造業				
	v 武器製造業	20	一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)		
	w その他の製造業	21	産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)		

※対象業種に該当しない場合、ご確認は以上となり、その他にご対応いただくことはありません。(2.以降、ご確認いただく必要はありません。)

2. (1.において) 対象業種であった場合、以下の判定フローでP R T R法の届出対象事業者に該当するか否かを確認してください。なお、対象となる物質等については、別途、経済産業省ホームページ (https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/2.html) 等でご確認ください。



(注) 『特別要件施設』がある場合、届出対象事業者に該当します。

[参考] <https://www.nite.go.jp/data/000007838.pdf>

3. 上図の判定フローにおいて対象物質の排出・移動量の届出が必要に該当する、かつ、第一種指定化学物質を(一定量以上)含む又は付着している産業廃棄物をエコパークいずもどきに搬入されている場合、「(別紙2) 廃棄物の発生工程及び性状等」に必要事項を記入しご提出いただく必要があります。

以上

注意・補足

- ・ 当事業団では、貴社がP R T R法の届出対象事業者であるか否かに関する判断はできかねますのでご了承願います。なお、該当するかどうか不明な場合は各種ホームページでお調べいただくか、県等自治体にご確認願います。
- ・ P R T R法の届出対象事業者である場合、これまでに自治体または独立行政法人製品評価技術基盤機構(N I T E)宛てに関係書類を提出されているかと思われますので、併せてご確認いただきますようお願いいたします。